

保護者様

金沢市立西南部中学校
校長 辰巳 豊

インフルエンザによる出席停止について

日ごとに寒さが身にしみる頃となりました。石川県内ではインフルエンザ注意報が発令され、小中学校ではインフルエンザによる授業打ち切りや学級閉鎖などの措置が取られている学校もあります。本校でもインフルエンザによる罹患者が増えつつあり、流行に注意が必要です。

ご家庭でも、お子様が規則正しい生活を送り、普段からできる予防法として「手洗い・換気・咳エチケット」を実施されるよう配慮され、その予防に努めていただきたいと思います。

インフルエンザは「学校において予防すべき感染症」の1つで、法令の定めるところにより出席停止の扱いになります。インフルエンザと診断された場合は、学校まで連絡をお願いします。

また下記のことをご理解いただき、早期対応をお願いします。

・出席停止期間について

発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで

*学校保健安全法施行規則第19条

・早期受診と安静のすすめ

高熱や関節痛などのインフルエンザによく見られる症状がある場合、早めに医師の診察を受けられることをお勧めします。医師による適切な診断と処置を受け自宅で安静にしてください。

インフルエンザの出席停止期間


発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで

例1 発症後2日目に解熱した場合…発症後5日を経過した後までが出席停止

発症日	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後6日目	発症後7日目
発症(発熱)	▶ 解熱	解熱後1日	解熱後2日	登校不可	登校可	
	出席停止				✖	◯	

解熱後2日経過したが、5日を経過していない

例2 発症後4日目に解熱した場合…解熱後2日を経過した後までが出席停止

発症日	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後6日目	発症後7日目
発症(発熱)	▶ 解熱0日	解熱後1日	解熱後2日	登校可
					解熱後5日を経過したが解熱後2日を経過していない	✖	◯

出席停止

抗インフルエンザ薬の効果により、投薬後早めに熱が下がるようになりました。しかし、インフルエンザウイルスの感染力はしばらくの間残っています。また、インフルエンザでは一旦熱が下がっても、再び発熱する場合があります。蔓延を防ぐためにも出席停止期間に従い休養してください。

★最短でも発症した翌日から5日間は出席停止となります。(発症日は0日目)

★すぐに熱が下がらない場合は、5日間を超えることがあります。